

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>			<p>1. 業務規程第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者（質権者を含む。）は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p>		
(1)株券			(1)株券		
区分	徴収対象者	徴収料率	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			(略)		
<p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。ただし、機構が別に定める「<u>大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例</u>」に規定する大幅な株式分割等が行われた株券に該当することとなった株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率については、<u>当該特例の規定を適用して得られた額とする。</u></p>			<p>(注) 1. 預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率については、単元株制度における1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000株以外の場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額を当該1単元の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、上記の各料率に1,000を乗じた額とする。</p>		
2. ~ 5. (略)			2. ~ 5. (略)		
附 則					
この改正規則は、平成16年8月1日から施行する。					